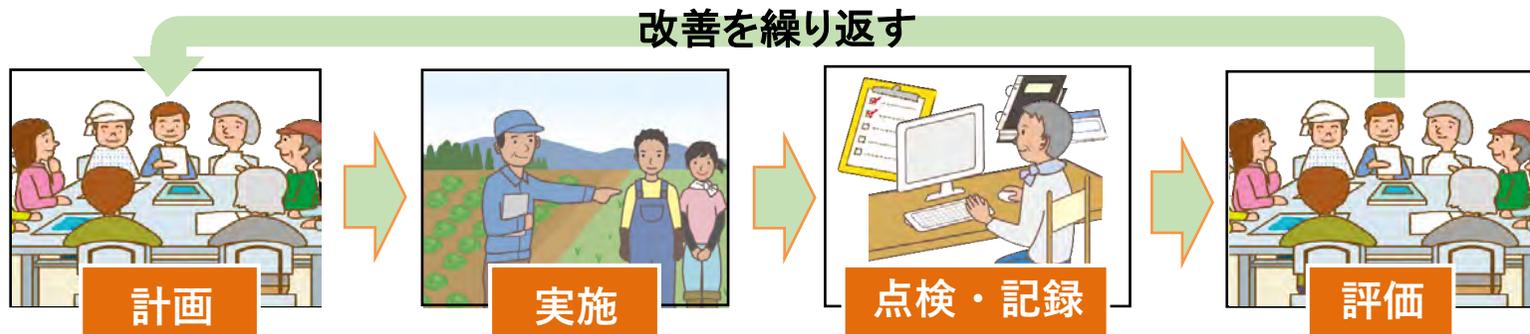


GAP（農業生産工程管理） をめぐる情勢

令和7年7月
農林水産省
農産局農業環境対策課

- GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の**実施、記録、点検及び評価**を行うことによる**持続的な改善活動**のこと。
- 農林水産省では、「**食品安全**」、「**環境保全**」、「**労働安全**」、「**人権保護**」、「**農場経営管理**」の5分野を含むGAPを**国際水準GAP**と呼称し、ガイドラインを策定し普及を推進している。



国際水準GAPの5分野

食品安全

(取組事項の例)

- ・食品安全に係るリスク管理
- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理



集出荷作業における服装(マスク、布巾・手袋等の着用)のルール化

環境保全

(取組事項の例)

- ・環境負荷に係るリスク管理
- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用



農業空容器は分別して処理

労働安全

(取組事項の例)

- ・労働安全に係るリスク管理
- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農薬の適切な取扱と保管

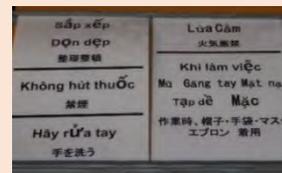


危険な作業はスイッチを止めてから行う(巻き込まれ防止)

人権保護

(取組事項の例)

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備

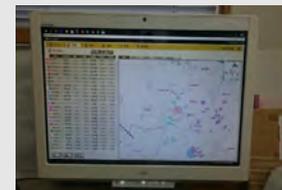


掲示物には外国人技能実習生の母国語を併記

農場経営管理

(取組事項の例)

- ・基本情報の整理
- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定



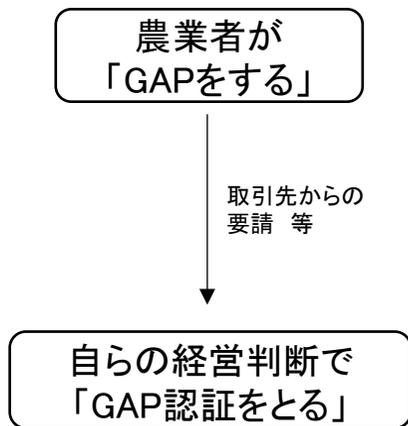
ほ場等の情報を地図とともにパソコンで整理

- GAPの取組には、「GAPをする」、「GAP認証をとる」の各段階がある。
- 「GAPをする」とは、認証取得の有無に関係なく、農業者がGAPを自ら実施することである。
- JAグループでは、持続可能な農業経営の確立に向けて、将来的に、ほぼ全ての生産組織で「よりよい営農活動」を取組むことを目指している。

「GAPをする」と「GAP認証をとる」の違い

GAPをする	農業者がGAPを自ら実施すること。認証取得の有無は関係ない。
GAP認証をとる	GAP認証(※)を受けること。これにより、GAPを実施していることが客観的に証明される。

※ ここでは、ISO/IEC 17065の基準に適合していることを認定された認証機関の審査により、GAPの実施が確認された証明を指す。日本では、GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類の認証が普及している。



GAPをする：JAグループ「よりよい営農活動実践運動（GAP）」

【目標】

JAグループのほぼ全ての生産組織で「よりよい営農活動(※)」に取り組むことを目指す
 ⇒運動期間：4年(2024年度～2027年度)
 ※JAグループでは、営農現場におけるリスク管理(法令遵守を含む)の取り組みであることをイメージできるように「よりよい営農活動」という用語を用いている。

【取組方策】

①「よりよい営農活動」

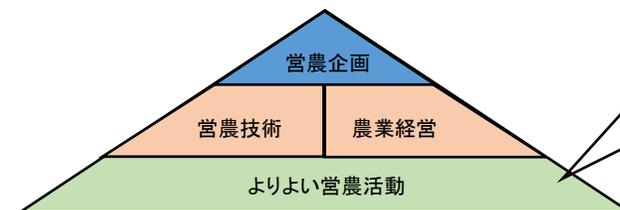
- ・生産者：「よりよい営農活動」を実践
- ・JA：「GAP手法を活用した営農指導」の実践
- ・県域は、県版GAPの実態に応じて、県域の取り組み方針を策定
- ・全国連は、全国支援事業を通じて県域による推進の支援

②GAP認証取得をとる

- ・販路拡大等に向けた選択肢として、各JAの判断

③人材育成

- ・JA段階における「よりよい営農活動」担当者の設置、GAP指導員資格の取得推進
- ・県域において「よりよい営農活動」推進インストラクターの設置
- ・全国支援事業を通じて、JA段階・県域の人材育成を支援



営農指導事業の目的は、「営農企画」「営農技術」「農業経営」の3分野を適切にサポートすることにより、組合員の農業所得ひいては地域農業振興に寄与する活動を行うこと。
 この土台として、「よりよい営農活動(GAP)」を位置づける。

- 認証の取得・維持には費用が発生するため、認証を取得するかどうかは農業者の経営判断となる。
- 日本で普及しているGAP認証には、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.の3種類がある。

日本で普及しているGAP認証

	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP ^{注5}	JGAP
名称			
運営主体	フードプラス (ドイツ)	一般財団法人 日本GAP協会 (日本)	一般財団法人 日本GAP協会 (日本)
産物の カテゴリ	青果物	青果物	青果物
	花きと鑑賞用植物	—	—
	穀物	穀物	穀物
	茶	茶	茶
	ホップ	(注1)	(注1)
その他	植物の苗	(注2)	(注2)
	水産養殖	—	—
GFSI承認 ^{注3}	青果物・水産養殖 のうち一部 ^{注4}	青果物・穀物・茶	—
備考	いずれのGAP認証も、取組分野として国際水準GAPの5分野を含む。		

注1: 青果物の対象品目としてホップが含まれる。

注2: 青果物、穀物、茶の対象品目として、各々の種苗が含まれる。

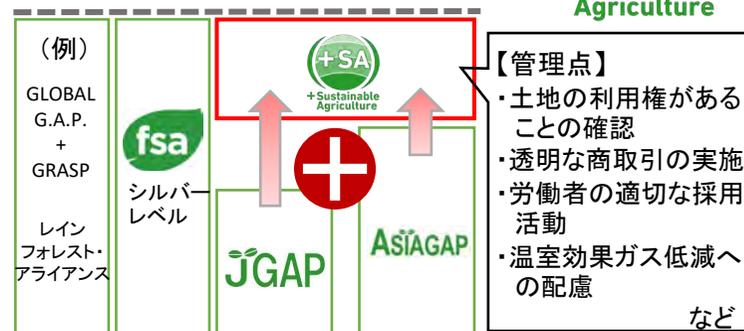
注3: 食品関連のグローバル企業で構成される組織「ザ・コンシューマー・グッズ・フォーラム(CGF)」の傘下の組織であるGFSI(世界食品安全イニシアティブ)が、食品安全の向上と消費者の信頼確保を目的に、食品安全管理規格の承認等を行っている。

注4: GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在するが、GFSIに承認されているのはGFS規格のみである。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため、GFSI承認の申請は行われていない。

注5: (一財)日本GAP協会が運営主体となっているASIAGAPは2028年に終了。

JGAP/ASIAGAPの持続可能性を世界基準とするアドオン規格「+SA」

JGAP/ASIAGAPに加えて「+SA」を実施することにより、FSAのシルバーレベルに相当！世界レベルの持続可能な農業を実施していることの証明に！



【内容】

- ・項目数はJGAPで10項目、ASIAGAPで14項目
- ・JGAP/ASIAGAPの両者に対応する規格であり、どちらの認証取得農場でも対応可能
- ・審査はJGAP、ASIAGAP審査と同時に実施

※FSA(Farm Sustainability Assessment): SAI Platformが提供する持続可能な農業の実践をテーマとした評価システム。他規格とのベンチマーキングの仕組みを有し、その際の適合度は、ゴールド、シルバー、ブロンズの3段階で示される。

※「+SA」が対応するのは、JGAP、ASIAGAPともに青果物、穀物、茶

➤ GAPに取り組むことで、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の各分野において改善効果がある。

認証取得経営体へのアンケート調査結果

【認証取得に取り組んだ効果の例】

食品安全はもちろん、作業の安全、無駄な経費の削減など様々な効果を感じている。【個別認証・野菜】

1年に1回、農場の見直しのきっかけにしている。【個別認証・穀物】

他者からの審査を受けることにより経営上の緊張感、責任感が醸成されているのが良い。【団体認証・穀物】

経営上のモチベーションが上がる。従業員への教育がしやすい。【個別認証・果樹】

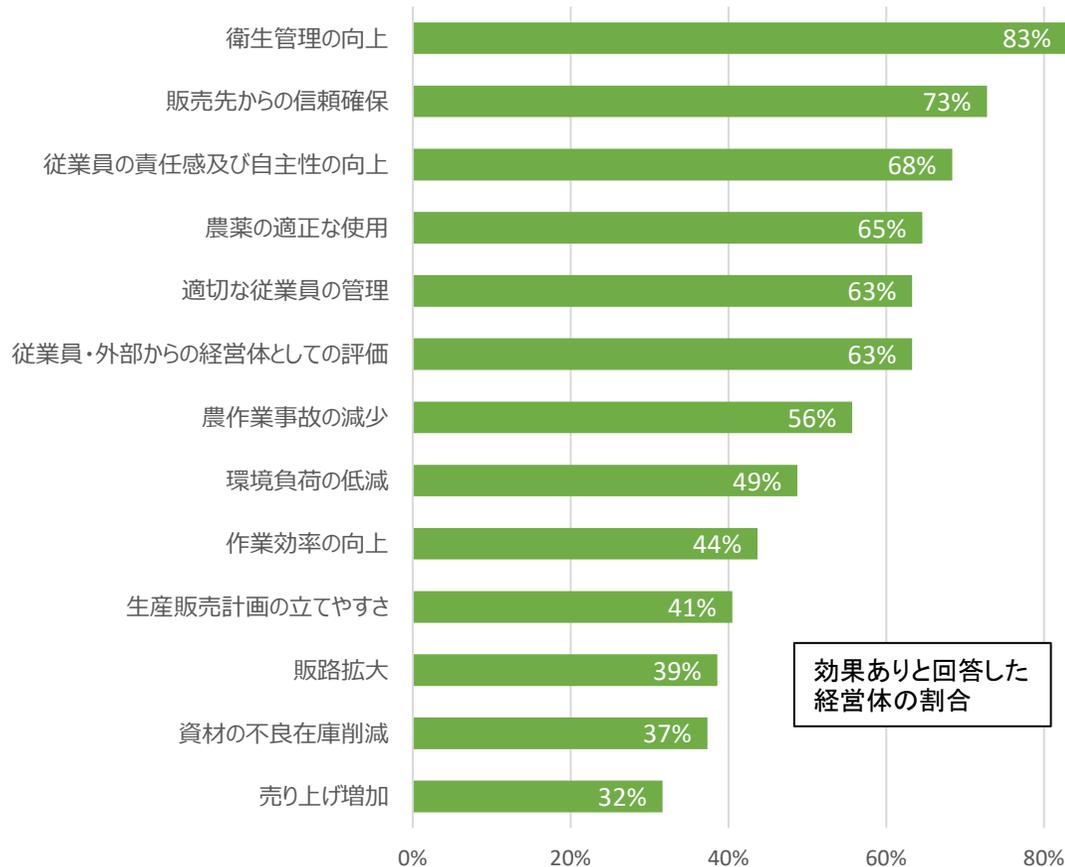
営農管理に必要な帳票に対する意識の維持向上に役立っている。【個別認証・野菜】

生産行程管理の見える化、働く人の労務管理及び責任感向上に効果がある。【個別認証・きのこ】

GAP認証取得農場が少ない品目であるため、新規販売先の開拓の効果よりも既存販売先の取引継続に効果ありと判断している。（他の農場が弊社の販売先と競合しにくい）【個別認証・果樹】

販売先からの信頼が上がり販売先の心配がなくなった。【個別認証・野菜】

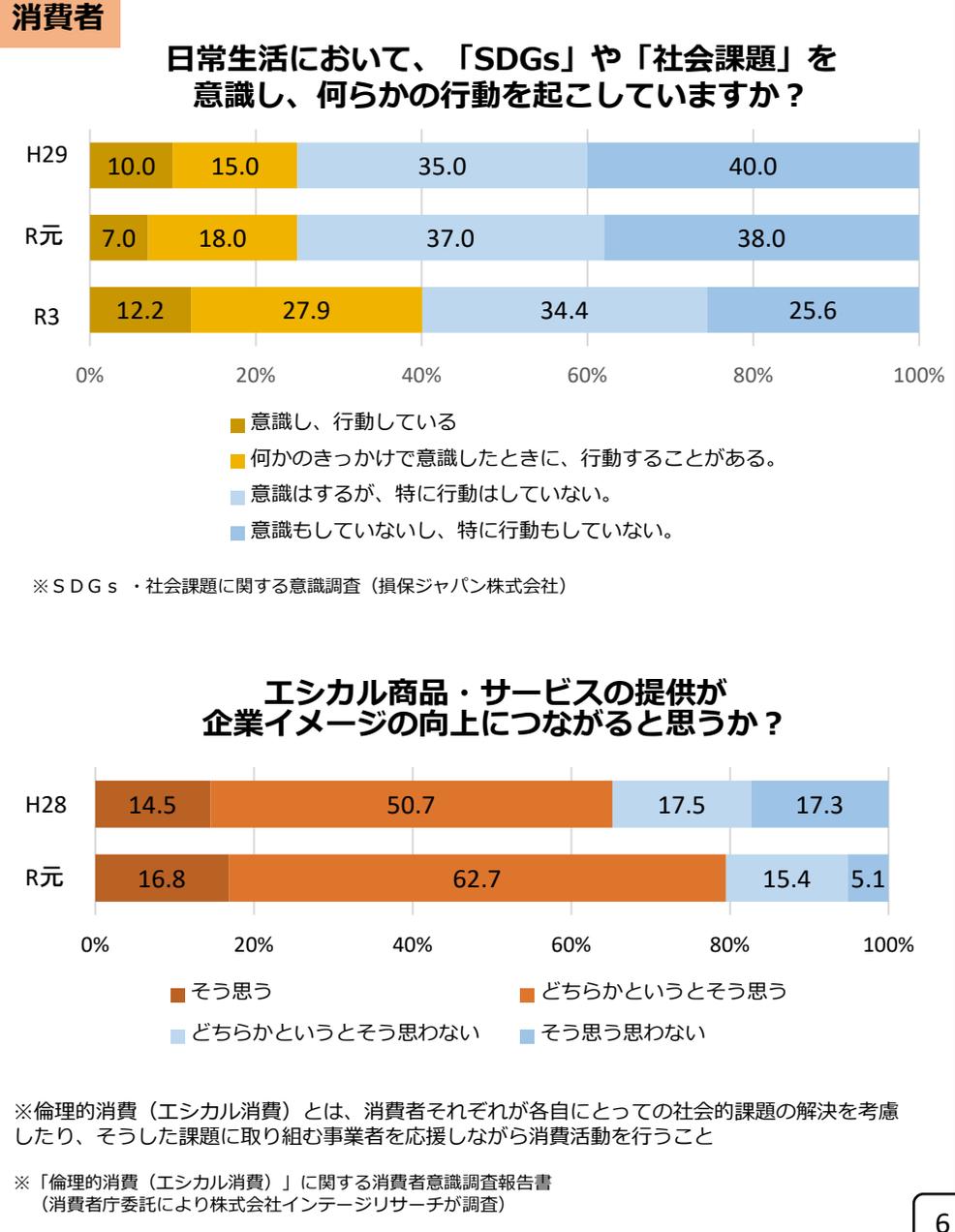
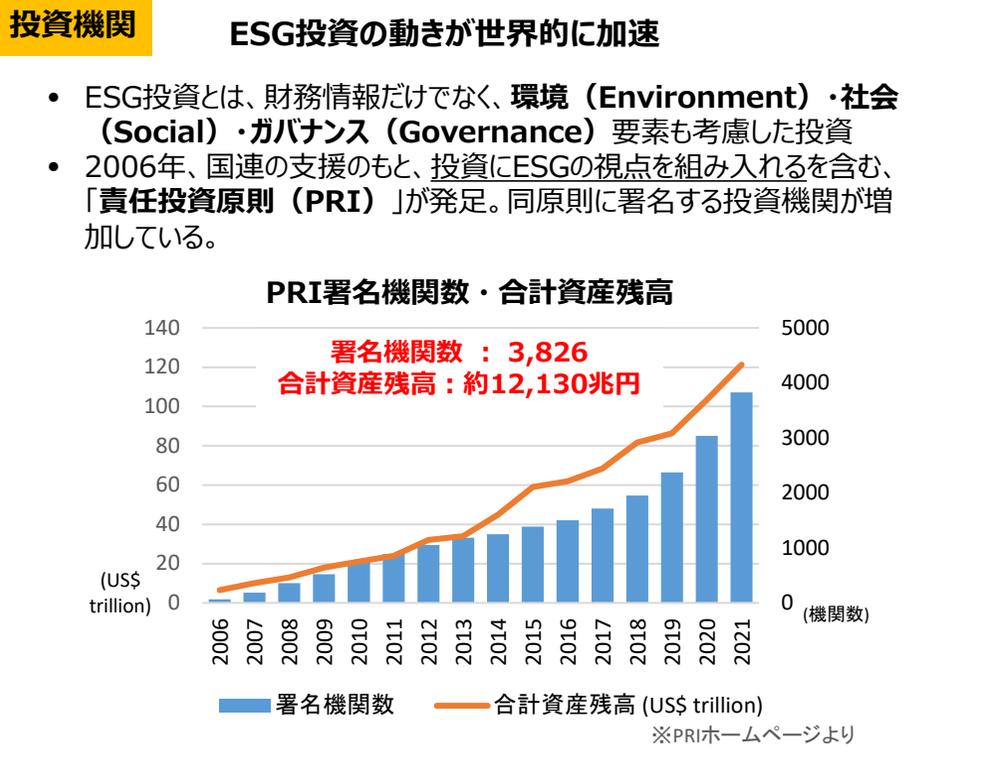
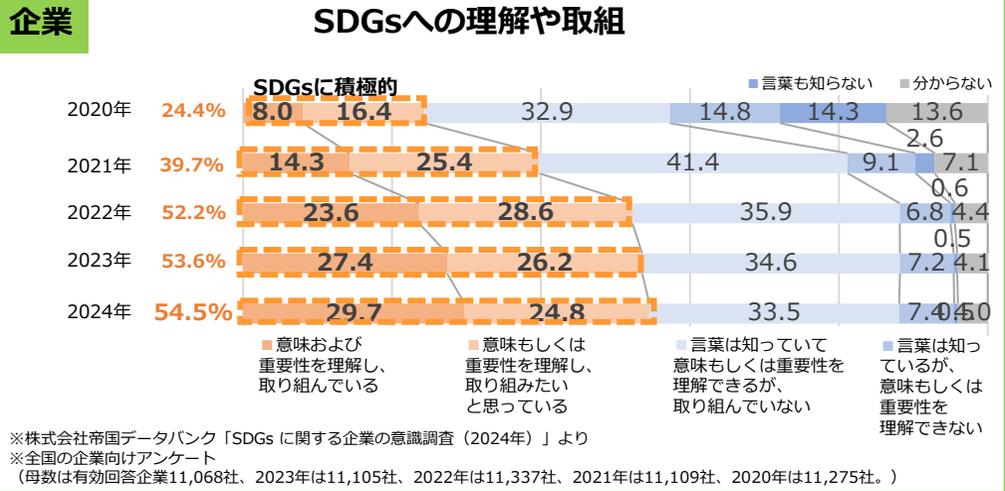
【GAP導入による効果】



効果ありと回答した経営体の割合

※ 令和6年度にGAP認証を取得していた経営体を対象に農林水産省が（一財）日本GAP協会、（一社）GAP普及推進機構を通じて行ったアンケート調査（回答数158）の結果から一部を抜粋

※ 3割以上の経営体が「効果あり」「やや効果あり」と回答した項目を掲載



GAPの取組を通じたSDGsへの貢献

①必要性

国際水準GAP の5分野	持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット
食品安全	2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.1、2.4） 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（3.9） 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（12.4） 
労働安全	2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（3.6） 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（8.5、8.8） 
環境保全	2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（3.9） 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する（6.3、6.6） 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する（7.2、7.3） 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る（9.4） 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（12.2、12.4、12.5） 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる（13.1、13.3） 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する（14.1） 15. 劣化した土地を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力（15.1、15.3、15.8） 
人権保護	2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（5.1、5.5） 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（8.5、8.7、8.8） 
農場経営管理	2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 4. すべての人々への、包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する（4.4） 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（8.5、8.8） 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（12.8） 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる（13.1） 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する（17.17） 

国際イベントとGAP

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」）の選手村等で使用する食材の調達は、持続可能性に配慮した調達基準が採用され、農産物の調達にはGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等）や都道府県GAP等が要件となった。
- 選手村メインダイニング等では、調達基準を満たした食材の割合が野菜で100%、米で82%を達成。
- 2025年～2027年にかけて国内で開催される国際イベントにおいても、東京2020大会の調達基準と同様、主としてGAP認証農産物が調達基準の要件への適合度が高い農産物として位置づけられている。

調達基準（概要）

対象

サプライヤー等注1注2が調達する農産物の**生鮮食品及び農産物を主要とする加工食品**とする。

注1：大版・関西万博に貸しては、「サプライヤー等」を「博覧会協会、ライセンサー及びパビリオン運営主体」に読み替える。
注2：ライセンスグッズに関しては、「サプライヤー等」をライセンサーに読み替える。

要件

以下の点について、生産国の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること

1. 食品安全の確保
2. 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動の確保
3. 作業者の労働安全の確保
4. 作業者の人権保護の確保

要件への適合度が高い農産物

1. **GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP**、又は博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物
2. 1の農産物以外を必要とする場合は、**国際水準GAPガイドラインに準拠したGAP**に基づき生産され、**公的機関による第三者の確認**を受けて生産された農産物
3. 1、2の農産物以外を必要とする場合は、**環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関による第三者の確認**を受けて生産された農産物（**有機農業により生産された農産物も認める。**）

※それぞれ、「持続可能性に配慮した調達コード（第2版）（令和5年7月31日公表）」、「持続可能性に配慮した調達コード（令和6年9月公表）」、「持続可能性に配慮した調達コード（令和6年1月公表）」を基に農林水産省農産局農業環境対策課GAP推進グループが作成。

2021年 東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会

開催場所 東京都新宿区ほか
開催期間 2021年7月23日～9月5日



メインダイニングで
食事をする選手

選手村食堂におけるPRポスター掲示
～GLOBALG.A.P.
取得の福島岩瀬農
業高校～



2025年 大阪・関西万博

開催場所 大阪府大阪市
開催期間 2025年4月13日
～10月13日
想定来場者数 2,820万人



2026年 第20回アジア競技大会



開催場所 愛知県名古屋市ほか
開催期間 2026年9月19日
～10月4日

2026年 第5回アジアパラ競技大会



開催場所 愛知県名古屋市ほか
開催期間 2026年10月18日
～10月24日

2027年 国際園芸博覧会

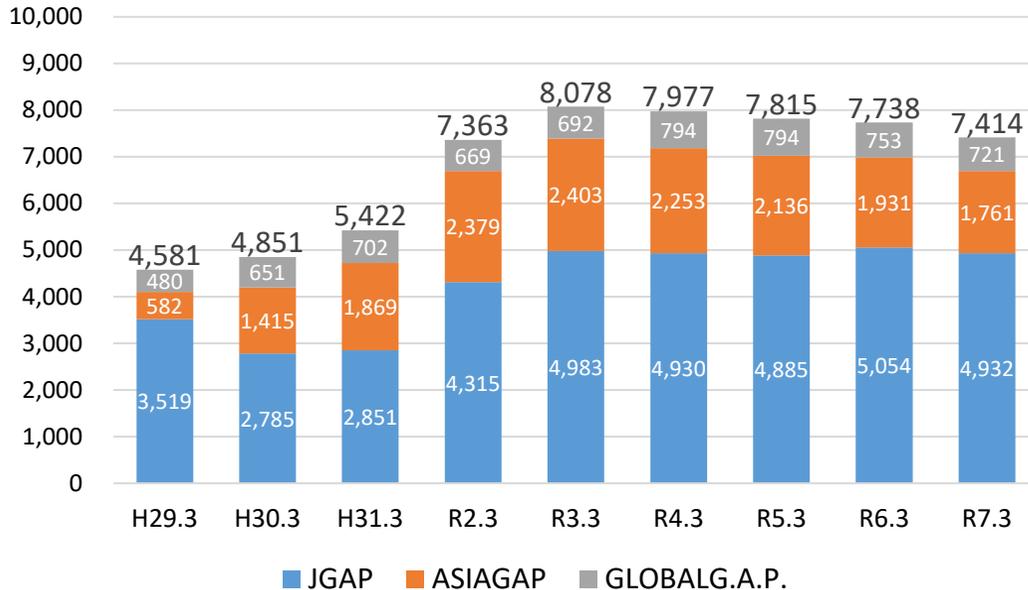
開催場所 神奈川県横浜市
開催期間 2027年3月19日
～9月26日
想定有料来場者数 1,000万人以上



2027年国際園芸博覧会公式ロゴマーク ©Expo2027

- 国内における農畜産業のGAP認証取得経営体数は、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.で合計7,414経営体（令和7年3月末時点）
- 認証には、個々の経営体が認証を取得する個別認証に加え、複数の経営体により構成された団体等が認証を取得する団体認証がある。

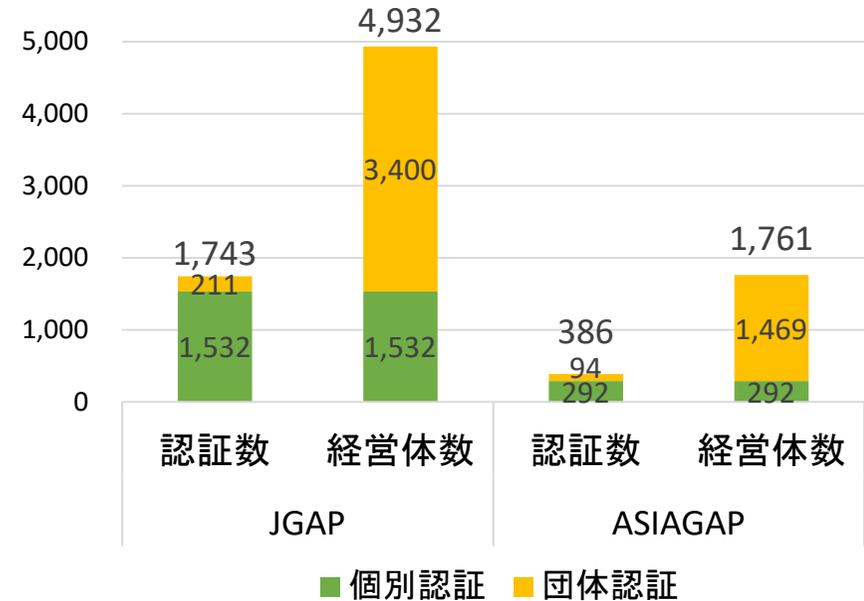
GAP認証取得状況（経営体数）



農林水産省農業環境対策課調べ

- ※ 青果物、穀物、茶、畜産に係る認証経営体数（国内のみ）
- ※ 複数の認証を取得している経営体については重複計上。
- ※ GLOBALG.A.P.の経営体数について、H30.3及びR3.3～R6.3の各年度の値は、当該12月末時点の数値

JGAP・ASIAGAPにおける個別認証・団体認証の内訳



農林水産省農業環境対策課調べ

- ※ 令和7年3月時点
- ※ 青果物、穀物、茶、畜産に係る認証数及び認証経営体数（国内のみ）
- ※ 複数の認証を取得している経営体については重複計上

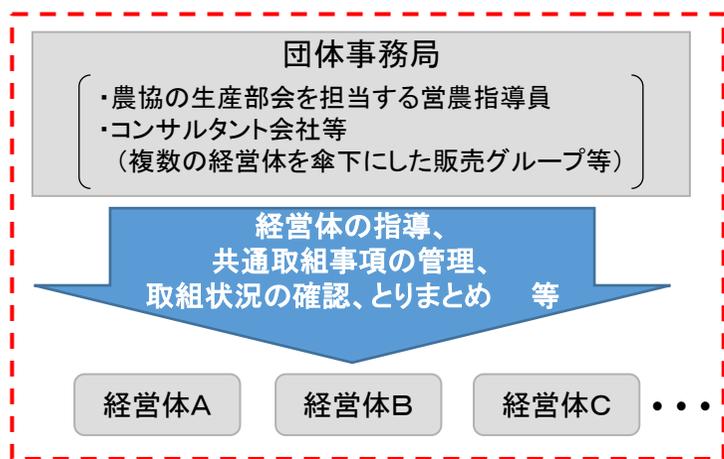
- 団体認証では、個別認証で求められる取組の一部が団体の取組として共通化され、個々の負担が軽減等のメリットがある。
- 一方、「構成員全員の合意形成を図ることが難しい」等の課題がある。これらの課題を解決し、団体認証取得を推進するため、令和6年度に有識者からなる「団体運営のための手引き作成検討会」を開催。団体認証取得に向けた手引きを令和7年4月に公表。

個別認証と団体認証の仕組み

個別認証 個々の経営体

経営体A 経営体B 経営体C ...

団体認証 複数の経営体により構成された団体



団体認証取得推進に向けて

- ・団体認証取得推進に向け、令和6年度に有識者からなる「団体運営のための手引き作成検討会」を開催
- ・とりまとめた手引きを農水省HPにて公開



団体認証のメリット

- ・個別認証と比較して、一人一人の事務負担や審査費用、農薬残留分析費用等の負担が軽減
- ・工程管理の統一により、団体で出荷する農産物の信頼性向上
- ・SDGsへの貢献を通じて、付加価値向上による販路獲得を目指すことができる 等

審査費用

- ・団体認証の場合、審査は全員ではなく抽出^(※1)で行われる。
 - ・抽出数は構成員数^(※2)の平方根の数字(小数点以下切上げ)による。
 - ・このほか、団体事務局・集出荷施設等への審査も行われる。
- (例) 50経営体の場合 $\sqrt{50} \rightarrow 8$ 経営体(件)

※1: 構成員数の平方根の1/2以上の数を対象に抜き打ち検査を行う場合がある。

※2: 団体のうち、団体認証の取得対象となる経営体

<50経営体でJGAPを取得する場合の試算>

※個別認証のJGAP認証費用を15万円とした場合

個別認証

審査件数: 50件

審査費用: 50件 × 15万円 = **750万円**^(※3)

団体認証

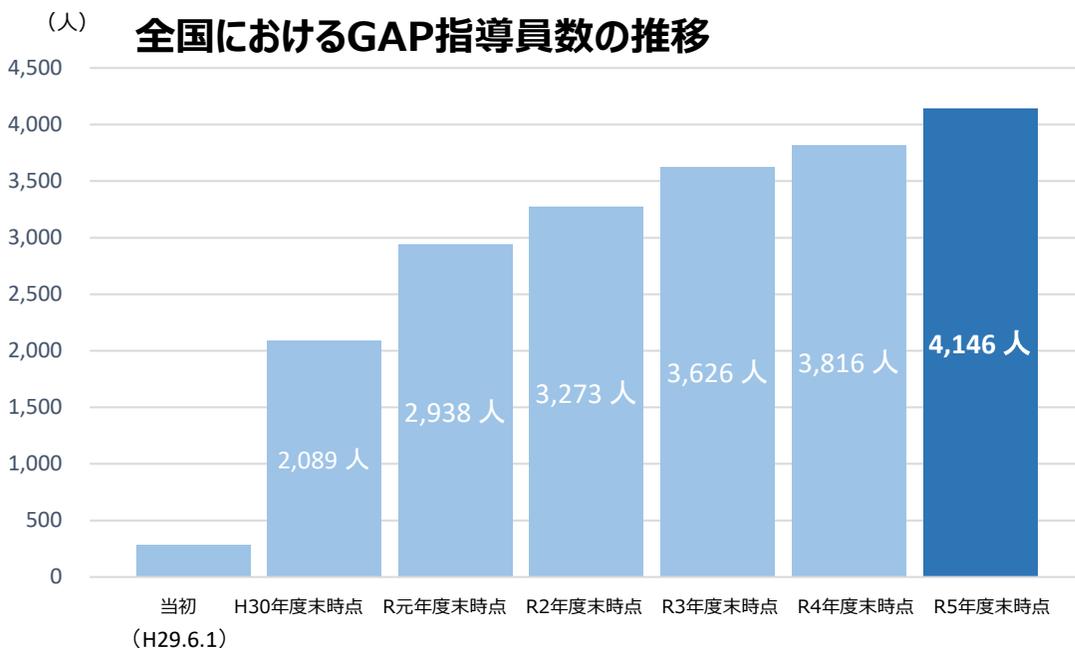
審査件数: $\sqrt{50}$ 経営体 + 団体事務局等2件 = 10件

審査費用: 10件 × 15万円 = **150万円**^(※3、※4)

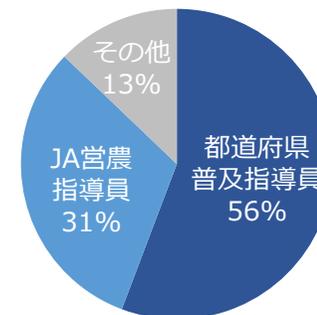
※3: 別途審査員旅費がかかる。

※4: その他、内部検査員・監査員の養成費、検査の外注費用がかかる場合がある。

- 都道府県では、農業者へのGAPの普及に関して、農林水産省が策定した国際水準GAPガイドラインや独自のGAP基準（都道府県GAP）に基づく指導や、GAP認証取得を目指した指導等を行っている。農林水産省では、都道府県等の指導員育成や指導活動を支援。
- 令和5年度末時点において、高い水準で指導できると推定される指導員数（指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、3件以上の指導実績がある者の数）は全国で4,146人。
- GAP認証取得者に加え、都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者は、令和5年度で4万4,647経営体となっており、増加傾向にある。



指導員の内訳



国際水準GAPを実施する農業者数

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
国際水準GAPを実施する経営体数※1	17,388	24,653	33,556	44,647
うち認証取得経営体数※2	8,078	7,977	7,815	7,738

※ 農林水産省農業環境対策課調べ
(令和5年度末時点、都道府県から聞き取り)

※1 都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者数を集計
※2 関係団体に対する聞き取り数値

農林水産大臣賞

長野八ヶ岳農業協同組合

(長野県)

生産者が取り組みやすい、
持続可能なGAPの支援体制の構築

認証	GLOBALG.A.P.	認証品目	結球レタス、非結球レタス(サニーレタス、グリーンリーフ)
----	--------------	------	------------------------------

<取組と効果>

- 持続可能な産地を目指す上では全ての生産者がGAPに取り組むことが必要と考え、2020東京オリパラへの供給による産地のアピール等に繋がる等の理由から一部構成員でJGAP認証を取得。その後、大手取引先への供給に必須条件となったGLOBALG.A.P.認証に移行。
- 内部監査員によって検査内容に差が出ないよう、事前に確認事項等について目合わせを実施。GAPに関わる職員の増加を図り、一部の職員に負担がかからないよう**JA全体でサポートを行う体制を確立**。
- JAが独自で作成した「GLOBALG.A.P.日誌」とGLOBALG.A.P.用にカスタマイズされた営農支援プラットフォーム『あい作』により、各構成員が自ら営農記録を行う仕組みを構築。記録・確認の効率化により、**構成員・事務局ともに事務作業の負担が軽減**。
- GISシステムの導入によりほ場管理履歴をデータで一元管理することで**ほ場確認・情報共有等を簡素化**。
- 構成員の意向確認を行い慎重にGLOBALG.A.P.へ移行するなど、JAと生産者の着実な信頼関係を構築。**構成員数は2年間で29名(R4)→41名(R6)と1.4倍に増加**。また、認証品の安定出荷・品質面が評価され、取引先からの生産者MVPを受賞。販路を拡大し合計の**取引数量が5,319t(R5)→6,812t(R6)と28%増加**。
- 「長野県GAPフォーラム」において、県内の農業者、市町村、JA担当者等向け取組事例を発表。



「あい作」による記録方法
(農業散布)



GISシステムの画面の様子



取引先からの表彰



長野県GAPフォーラムでの
事例報告の様子

農産局長賞

株式会社国太郎

(群馬県)

国太郎流、働く人に優しい農業の実現

認証	JGAP	認証品目	こまつな
----	------	------	------

<取組と効果>

- 2度の自然災害に見舞われたことで、ほ場や施設のリスク管理の重要性を痛感。今後の農業経営においてGAPは必須になると思い、準備を開始。
- R5から脱炭素型農業の試みとしてバイオ炭施用による炭素貯留に取り組み、環境負荷低減、コスト削減を実現。R5年度の取組では**CO2排出量を480kg削減**。
- 従業員からの提案による作業場改善により、**従業員の主体性と協調性を醸成**。「従業員目線」の提案・合意の形成を経て、**従業員同士の連帯感を創出**。
- 栽培から労務までを一括して管理できる**オリジナルソフトを会計事務所と共同で作成**。自社の作業体系に合わせた入力フォームを作成し、栽培の記録、肥料・農薬の使用履歴、在庫管理、収穫量、雇用管理を一括して実施。
- 同一ハウスで収穫から次作の播種までを一日で完結させる効率的な作業体系「**国太郎農法**」により、**ハウス利用年間9回転(地域慣行栽培では年間6~7回転)**を可能とし、限られた施設を有効活用。
- 年齢による偏見を持たない「**脱エイジズム**」実現のため、作業工程の分業化、作業内容の単純化及びマニュアル化を行う。従業員は20~80代と幅広く、65歳以上が半数以上。高齢化による**労働力不足の解消**と、「**社会とつながりたい**」という**高齢者のニーズに対応**。



従業員による作業場改善
(疲れにくい高さにした自作の
調製作業台及びはめ込み式の雨戸)



国太郎オリジナルソフト
入力フォーム



「国太郎農法」による
収穫及び除草・残渣処理

調製作業(平置な量の動き)の流れ

工程	作業内容
1-1	作業開始(ハウス内)の準備、作業開始
1-2	調製作業(平置)の準備、作業開始
1-3	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-4	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-5	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-6	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-7	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-8	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-9	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-10	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-11	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-12	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-13	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-14	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-15	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-16	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-17	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-18	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-19	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-20	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-21	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-22	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-23	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-24	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-25	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-26	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-27	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-28	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-29	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-30	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-31	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-32	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-33	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-34	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-35	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-36	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-37	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-38	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-39	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-40	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-41	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-42	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-43	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-44	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-45	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-46	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-47	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-48	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-49	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)
1-50	調製作業(平置)の準備、作業開始(作業開始後)

調製作業のマニュアル

農産局長賞

南郷トマト生産組合

(福島県)

100年続く産地を目指して！産地まるごとGAP認証！

認証	JGAP	認証品目	トマト
----	------	------	-----

<取組と効果>

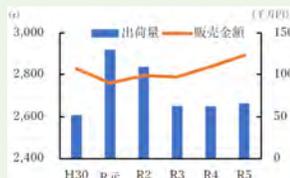
- トマトの生産から出荷までのルールを統一し、100年続く産地を目指すために、令和元年からJGAP団体認証への取組を開始。令和6年8月に**組合員全戸（102戸）**での認証取得を達成。
- 生産者を65歳以下、新規就農者及びその他の3つに分け、生産組合役員と併せて65歳以下の生産者に対し、先行して認証取得を推進。先行して取り組んだ生産者は、新たに認証取得を目指す生産者に対して助言を行うとともに労働環境整備について支援。
- **労働安全に関するリスク評価は年1回各農場で実施。**他の生産者にも共通するリスクがあった場合には、内部監査や研修会等において他の生産者にも共有。効率的に生産組合全体でリスクに対する意識改善を図る。
- 効果的な利用による化学農薬の使用回数削減を図り、**生産者の約40%で農薬費が削減。**
- 団体の方針・目的を定めたことで、生産組合の目指すシーズンを通した安定出荷の重要性が全生産者に周知されている。それにより生産者の意識が向上し、栽培技術に係る新たな講習会の開催や、新品種の導入が進んだ結果、猛暑による厳しい生産環境が続くここ数年の間でも**安定した高単収を維持。**
- JGAP団体認証取得により、経営内容の見える化が進み、就農後も安定した出荷が見込め、経営の早期安定が可能であることを就農希望者に対してアピールすることが可能に。**新規就農者の確保**に貢献。



新規取得者を対象とした研修会の様子



野鳥の侵入対策を施した南郷トマト選果場



南郷トマトを使用した料理 (ふくしま。GAPフェア)

農産局長賞

有限会社山波農場

(新潟県)

「人づくり」という強み
— GAPを活用した人材育成・組織改革で、選ばれる農場へ —

認証	JGAP	認証品目	水稻
----	------	------	----

<取組と効果>

- 組織で責任を持つボトムアップ型の体制にするため、また、農業が他産業と肩を並べるためには当たり前のことを当たり前にできる会社の仕組みが必要と考え、JGAPを活用した人材育成・組織改革を開始。H23にJGAP認証を取得、以降継続。
- 企業として最も重要と考える労働安全について、リスクアセスメントを使い、**社員自身が主体的に労働安全（労働災害リスク低減）**を考え、業務手法に組み込み、実行。農業管理や労働安全について掲示物での注意喚起を行う。
- **作業別責任者制度**を考案・実行することにより、各作業工程に社員が責任を持ち、自ら効率化を考えて計画立案。**10a当たりの水稻作業時間は18.9時間（H22）→15.3時間（R6）に19%短縮。**
- ほ場整備の結果、**一区画あたりの平均面積が14a（H21）→27a（R6）の1.9倍となり、作業効率を改善。**
- JGAPを商品の販売などの対外的なツールではなく、会社の改善・体制強化のツールとして利用しているが、結果的に商品の品質向上にも寄与。
- 改善の結果、運営体制が整備された会社は品質の良い商品を生産できるとみなされ、**香港への輸出が8t（R3）→70t（R6）となり年々増加。**
- 新規就農者や若手普及指導員の研修を受け入れることで地域の**若手農業者の人材育成に貢献。**農業体験イベントの受け入れや年間50回以上の視察、講演に対応。



労働災害リスク低減を組み込んだ作業手順書



農業の適正使用や作業安全に向けた掲示



山波農場が考案した作業別責任者制度



農業体験受け入れの様子

食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定) (抜粋)

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理

(2) GAP・HACCPの推進

GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、その導入によって、農業経営の改善や効率化につながるものであることから、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、人権保護、農場経営管理を含む**国際水準GAPを推進**する必要がある。また、国際水準GAPは、環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入にもつながるものである。さらに、農産物の輸出に際して、実需者や一部の国からGAP認証を求められる傾向があることから、日本産農産物のブランド力を維持・向上するため、GAP認証の取得を推進する必要がある。国内においても、持続可能性やSDGsなどへの関心の高まりを受け、一部の実需者において、青果物を中心にGAP認証農作物の取扱いを拡大する動きがあるが、更にGAP認証農産物の調達に取り組む実需者等を増加させる必要がある。

また、都道府県におけるGAP指導員数は増加傾向にあるものの、地域での面的なGAP普及を図るため、農業者団体や農協等の組織での取組を拡大する必要がある。(略)

このため、地域で中核的な役割を果たすGAP指導員の育成等を推進するほか、SDGsへの貢献の観点からGAPの情報発信を行うことにより、実需者等のGAPへの理解や活用の促進を図る。あわせて、輸出相手国からのニーズに対応したGAP認証取得の促進を図る。

さらに、地域での面的なGAP普及に向け、団体への認証取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。(略)

(参考)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(令和4年5月18日 衆議院農林水産委員会) (令和4年4月7日 参議院農林水産委員会)

八 日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化するため、**GAP認証**等、世界の食市場において通用する認証の取得を更に支援するとともに、JAS等の我が国発の規格の国際標準化に向けた取組を推進すること。(略)

GAPを取り巻く情勢

- 東京オリパラ大会における食材の調達基準としてGAP認証等が採用されたことも契機にGAPの取組が全国で拡大



- SDGs（持続可能な開発目標）への世界的な関心が高まり、環境保全や人権保護等への配慮が重要な行動規範として浸透



- 輸出の拡大等で取引のグローバル化が進展し、取引先は労働者の人権保護に配慮した原料調達を重視
- スマート農業の社会実装が現実のものとなり、農業への情報通信技術の導入が進展
- みどりの食料システム戦略に基づく生産力向上と持続性の両立を目指す施策の推進



今後、農業の**持続可能性を確保**するためには、食品安全、環境保全、労働安全のほか、

- 国際的に求められる**人権保護への配慮**
 - 農場経営管理の実践とデータの利活用**
- を含めた**国際水準GAP**の取組が必要

基本方針

- 国際水準GAPに取り組むことで、農業者自らがSDGsに貢献できることを理解し、これを**実需者・消費者**にも広く発信。
- 国際水準GAPガイドラインの策定により我が国共通の**取組基準を明確**にするとともに、**都道府県GAPの国際水準への引上げを進め**、**国と都道府県が一体となって国際水準GAPの取組を推進**。



推進に向けた具体的な取組

○国際水準GAPの取組内容の標準化

- ◆ 国際水準GAPガイドラインを策定し、我が国共通の取組基準を示す。
 - ◆ ガイドラインに基づき取り組むべき標準的な内容を具体的に提示した解説書を策定。
- ➡ 新たにGAPを導入する農業者であっても、戸惑うことなく取組を実践

○OGAP指導體制の強化、面的取組の拡大

- ◆ コーチング技術やデータ活用に関する知識などを習得するためのGAP指導員向け研修を実施。
 - ◆ JA等と連携した団体での取組を推進するため、GAP指導員の指導力向上や団体認証の取得支援を実施。
- ➡ 効果的な指導と面的にまとまった取組により、産地での取組を拡大

○OGAPに取り組む農業者のメリットの明確化

- ◆ 取組データのデジタル化を促進し、簡易に記録・活用できるアプリなどの導入・利用拡大を図る。
 - ◆ 農業者のSDGsや環境負荷低減等への貢献を見える化し、情報発信できる仕組みを構築。
- ➡ 経営改善や取引での利用など取組データの活用の幅が広がる

○実需者・消費者のGAPの認知度向上

- ◆ SDGsへの貢献を見える化し、実需者との取引や消費者へのアピールに活用。
 - ◆ GAPパートナーや関係省庁と連携して消費者に対して「GAP＝農業のSDGs」を情報発信。
- ➡ 実需者や消費者に取組が評価され、事業活動や購買活動につながる

国際水準GAPガイドライン（令和4年3月策定）の概要

- 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たした国際水準GAPに関する共通の取組基準
- ①青果物、②穀物、③茶、④飼料作物、⑤その他非食用の分類別に作成
- 都道府県に対して、本ガイドラインに基づく国際水準GAPの指導の実施を求めるとともに、都道府県GAPを存続する場合には、令和6年度末を目途に、本ガイドラインに準拠するよう基準の改定を依頼。今後は都道府県向け交付金等を用いた国際水準GAPの本格実施を推進

ガイドラインにおける取組事項（青果物）の概要【取組数78】

区分	分野	取組事項（【】内は取組事項の数）
I 経営体制全体	農場経営管理	基本情報の整理、農場の方針の策定、農場ルールの決定【4】
	農場経営管理	農場管理に係る記録の作成・保存、知的財産の保護・活用【3】
II 生産体制全体	食品安全	食品安全に関する危害要因分析と対策の実施等【1】
	環境保全	環境に与える負荷に係るリスク評価と対策の実施等【1】
	労働安全	労働安全に関するリスク評価と対策の実施等【1】
	農場経営管理	収穫記録と結びついた出荷記録の作成・保存、クレームや農場ルール違反への対応手順の設定等【5】
III リスク管理	食品安全	食品安全に関する危害要因分析と対策の実施等【1】
	環境保全	環境に与える負荷に係るリスク評価と対策の実施等【1】
	労働安全	労働安全に関するリスク評価と対策の実施等【1】
IV 人的資源	農場経営管理	収穫記録と結びついた出荷記録の作成・保存、クレームや農場ルール違反への対応手順の設定等【5】
	労働安全	保護具の着用・管理、救急箱等の用意、事故対応手順の設定等【3】
	人権保護	労働条件の提示、外国人雇用、家族経営における対応等【5】
	農場経営管理	教育訓練の実施、労災保険の成立手続の実施等【2】

区分	分野	取組事項
V 経営資源	食品安全	喫煙・飲食場所の指定、トイレや手洗い設備の確保、土壌や水に関する危害要因分析、農産物取扱施設の衛生管理等【11】
	環境保全	適正な土壌・排水管理、温室効果ガス排出や廃棄物の削減、周辺住民への配慮等【11】
	労働安全	機械等の点検・整備や適正使用等【4】
	農場経営管理	農場入場時のルールの設定、計量機器の点検・校正等【4】
VI 栽培管理	食品安全	農薬使用計画の策定と計画に基づく農薬の適正使用、堆肥の適切な製造・施用等【11】
	環境保全	IPMの実施、農薬や肥料の適正な使用・施用等【11】
	労働安全	農薬の安全な使用・保管等【3】
	農場経営管理	肥料等の使用記録の作成・保存等【2】
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類、きのこ類、りんごの栽培に係る事項【11】

- ・ガイドラインの取組の詳細については、「指導マニュアル」を参照
- ・国際水準GAPに取り組む際のポイントについては、「国際水準GAPガイドライン解説書」を参照

※取組事項の中には複数の分野にまたがるものがあるが、表中では重複して計上している。

- GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として募集し、Webサイトに掲載。
- 実需者・消費者の理解促進・需要喚起のため、実需者と産地の関係構築を推進（令和7年4月末時点：71社）



取組の紹介

共業生産によるGAPの取組 ～株式会社アースコーポレーション～

株式会社アースコーポレーションでは、2005年よりGAPの普及に取り組み、GAP認証農産物のプライベートブランド化に注力。現在では、GAP認証産地が全国に広がり、大手量販店のPBとして販売される。今後は、GAPを活用した農場マネジメントシステムの普及にも注力していく予定。また、産直農産物の信用性を高めるため、地場生産者向けにもGAPを普及。GAP認証生産者専用の売り場を設け、消費者にもGAPの重要性を伝える。



PB化したにんにく産地



小売業、サービス業、卸売業、食品製造業等の農産物を取り扱う事業者の皆様を幅広く募集します！

GAPパートナーのメリット

- GAP認証農産物の産地情報の入手
- 農林水産省が提供する各種施策に関する情報の入手やセミナーへの任意参加
- 農林水産省のホームページでGAPパートナーを紹介

無料で登録できます！

「顔が見える野菜。」「セブンファーム」の取組 ～株式会社イトーヨーカ堂～

「顔が見える野菜。」

- ・2010年～独自GAPを作成しGAPを普及
- ・GAP認証の生産者を金色のラベルで目立つ形で販売



「セブンファーム」

- ・生産者向けにGAP勉強会を開催し、全拠点でGAPまたは有機JASなどの第三者認証を取得



「顔が見える野菜。」「セブンファーム」2012年GAP普及大賞受賞

GAP取得に向けた農場指導について ～生活協同組合コープおおいた～

コープおおいたの産直生産者に向けて毎年1回点検活動を実施。全国一律で生協版GAP点検と称して、独自の点検を進めているところ。GAPの取得は販路拡大に繋がるため、認証取得を目指す農場にはアドバイスを行う。

生産者からは「点検を受けることで新たな気づきがあるとともに、他の販売先へ好印象を与えることに繋がっている。」という声。

GAPの必要性を広げつつ、入り口となる生協版GAPを推進することでGAP認証取得農業者の増加を目指す。



産地点検の様子

環境に配慮したGAPの取組 ～日本航空株式会社～

日本航空株式会社では、2018年12月より日本発ビジネスクラス・エコノミークラスの機内食にて、ASIAGAP/JGAPの認証を受けた食材を継続的に提供。

また、グループ会社JAL Agriportの自営農場では 2019年11月にASIAGAPを取得し、認証野菜を機内食やJAL Agriportのレストラン「DINING PORT 御料鶴」にて提供。



羽田、成田発国際線
エコノミークラス
(サラダの提供がない便は除く)
2024通年提供

GAP取得商品調達拡大の取組 ～(株)日の出屋内藤商店～

株式会社 日の出屋内藤商店では、2018年（平成30年）から第三者認証GAP取得農産物の取り扱いを開始。GAP指導員資格を取得する事からGAP認証への理解を深め、認証取得農産物の取り扱いを拡大。
大手コンビニチェーンへ供給される商品に取り扱い農産物を提供。

今後はさらに、調達品目の拡充、年間を通じた安定調達を目指す。



G A P 認証取得農場



GAP（農業生産工程管理）拡大の推進

【令和7年度予算概算決定額 111（141）百万円】

<対策のポイント>

持続可能な農業構造の実現の観点から、**GAP指導員による指導活動**、農業教育機関の認証取得、持続可能性に配慮された農産物を生産する**農業者団体がGAP認証を取得する際に必要な経費**や国際水準GAPガイドライン研修会の開催など、国際水準GAPの推進に向けた取組を支援します。

<事業目標>

ほぼ全ての国内の産地で国際水準GAPを実施 [令和12年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

持続的生産強化対策事業

1. GAP拡大推進加速化事業（交付金） 101（121）百万円

① 国際水準GAP普及推進交付金

ア 令和7年度を国際水準GAPの本格実施年とした国際水準GAPの取組拡大に向け、**都道府県での国際水準GAPの普及体制構築**や**GAP指導員による指導活動の推進**を都道府県向け交付金により支援します。

イ 農業教育機関によるGAPの認証の取得及び維持・更新を都道府県向け交付金により支援します。

ウ 持続可能性に配慮された農産物を生産する**農業者団体がGAP認証を取得する際に必要な経費**を都道府県向け交付金により支援します。

2. GAP拡大推進加速化事業（補助金） 10（10）百万円

① 国際水準GAPガイドライン普及促進

国際水準GAPガイドラインを普及促進するための研修を全国で開催する取組を支援します。

1.①ア GAP指導員による指導活動の推進

国際水準GAP研修



本格実施に向けた指導員育成

都道府県での普及体制構築



推進検討会の開催や普及ツールの開発

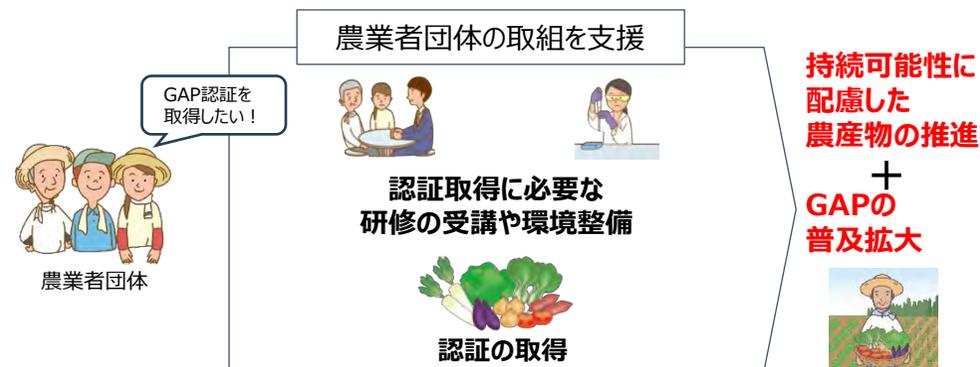
農業者への指導



国際水準GAPの実践！

国際水準GAP普及拡大

1.①ウ 持続可能性に配慮された農産物生産に取り組む団体への認証取得支援



<事業の流れ>



有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

【令和6年度補正予算額 53百万円】

<対策のポイント>

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施等、GAP認証審査員を対象とした研修会の開催を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

53百万円

有機農畜産物・加工品等やGAP認証農産物の輸出拡大に向け、

- ① 有機JAS認証の取得、商談の実施等
- ② GAP等認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、MPS等）の取得、商談の実施
- ③ GAP認証審査員を対象とした研修会の開催

を支援します。

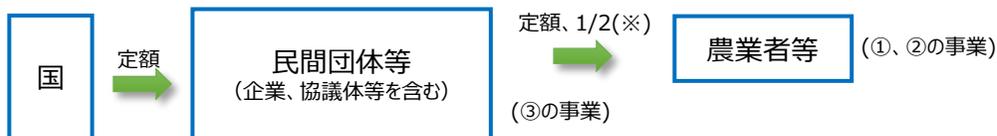
①、② 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援



③ GAP認証審査員を対象とした研修会開催



<事業の流れ>



※商談及び商品開発に係る経費は定額、認証取得及び機械リースに係る経費は補助率1/2以内で支援（商品開発は①の事業のみ）

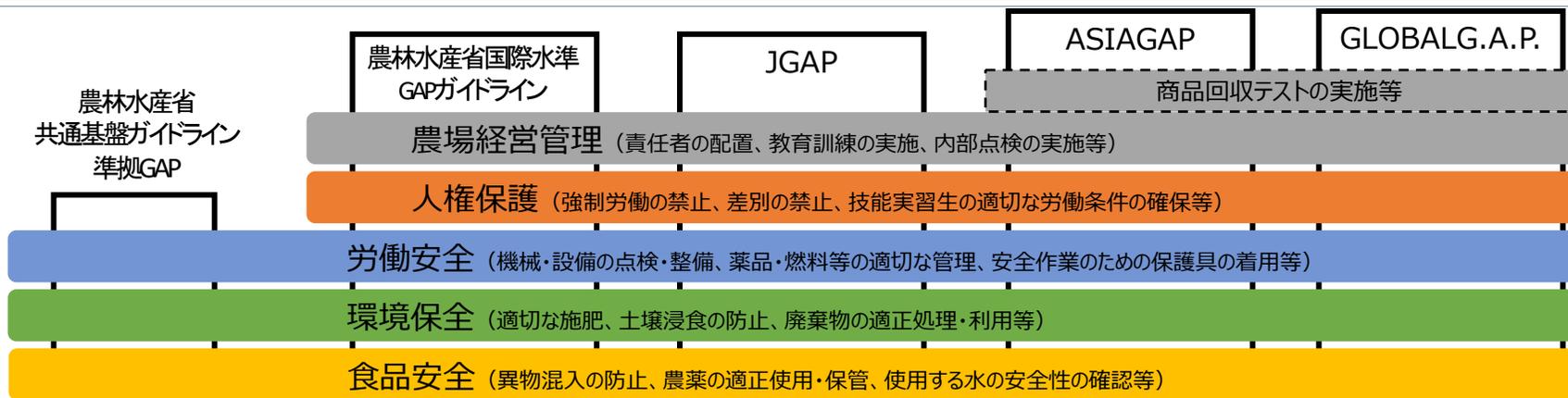
【お問い合わせ先】 (①の事業) 農産局農業環境対策課有機農業推進班 (03-6744-2494)
(②③の事業) 農産局農業環境対策課GAP推進グループ (03-6744-7188)

(参考資料)

目次

・国内におけるさまざまなGAP（各GAPの構成、特徴）	23
・日本での主なGAP認証	24
・GAP認証の認証体制	25
・国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等	26
・認証取得までの流れ（例）	27
・国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要	28
・農業高校・農業大学校等におけるGAP認証取得状況	33
・GAP指導体制の構築〈都道府県別指導体制〉	34
・大阪・関西万博における持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要	35
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準	36
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とGAP	37

国内におけるさまざまなGAP（各GAPの構成、特徴）



	農林水産省共通基盤ガイドライン準拠GAP	農林水産省国際水準GAPガイドライン	「GAP認証をとる」		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体	都道府県等	農林水産省	一般財団法人日本GAP協会		FoodPLUS GmbH (ドイツ)
審査費用の目安 (個別認証の場合※1)	—	—	約15万円＋旅費	約20万円＋旅費	約40万円＋旅費
東京2020大会調達基準	△(都道府県の確認がある場合)	— (大会後策定)	○	○	○
大阪・関西万博調達基準	—	△(都道府県の確認がある場合)	○	○	○
GFSI※2承認	—	—	—	青果物・穀物・茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数 (国内農畜産業)※4	—	—	4,932	1,761	721 (世界:188,878)

備考

農林水産省は、令和4年3月に国際水準GAPガイドラインを策定するとともに、共通基盤ガイドラインを廃止※5。都道府県に対して、都道府県GAPを存続する場合は、令和6年度末を目途に、国際水準GAPガイドラインに準拠するよう基準の改定を依頼。今後は国際水準GAPの本格実施を推進。

- ※1 個別認証のほか団体認証があり、団体認証では審査が全員ではなく抽出で行われ、団体事務局への審査も行われる。グループが大きくなるほど、個々の経営体の経費負担は縮小する。
 ※2 GFSI(Global Food Safety Initiative)とは、グローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織(CGF(The Consumer Goods Forum)の下部組織)。
 ※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFSI規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。
 ※4 JGAP及びASIAGAPは(一財)日本GAP協会公表。GLOBALG.A.P.はGLOBALG.A.P.提供。令和7年3月末現在。複数の認証を取得している経営体については重複計上。
 ※5 共通基盤ガイドラインは廃止したが、共通基盤ガイドライン準拠の効果については令和7年3月まで有効。

日本での主なGAP認証

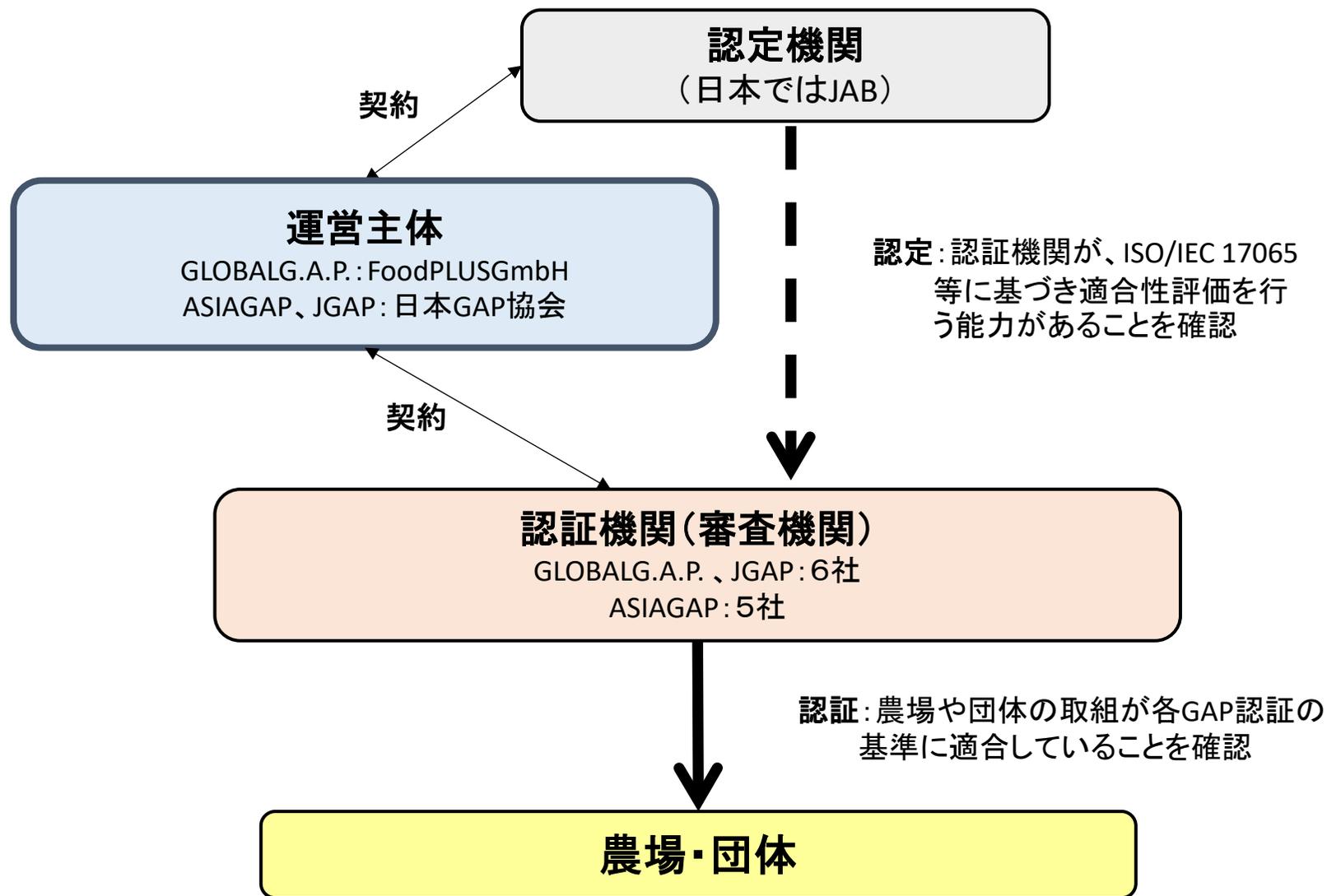
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
運営主体	FoodPLUS GmbH(ドイツ)	一般財団法人 日本GAP協会	
認証機関 (審査会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会(東京都) ・テュフズードジャパン(東京都) ・インターテック・サーティフィケーション(東京都) ・Control Union Japan(東京都) ・日本品質保証機構(東京都) ・SGSジャパン(神奈川県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターテック・サーティフィケーション(東京都) ・日本能率協会審査登録センター(東京都) ・S&Sサーティフィケーション(東京都) ・日本品質保証機構(東京都) ・ビューローベリタスジャパン(神奈川県) ・日本油料検定協会(兵庫県)(JGAP青果物・穀物に限る) 	
審査費用 (個別認証の場合)	約40万円+旅費 (内訳) ①運営主体への登録料(1年分) (面積に応じて増減) 作付面積1haの場合:60ユーロ程度 ②審査経費	約20万円+旅費 (内訳) ①運営主体への登録料(2年分) (面積によらず一律) 10,000円/経営体 ②審査経費	約15万円+旅費 (内訳) ①運営主体への登録料(2年分) (面積によらず一律) 10,000円/経営体 ②審査経費
(参考) 民間コンサルタント費用	40~55万円程度+旅費 (標準指導日数 5日間程度)	25~30万円程度+旅費 (標準指導日数 5日間程度)	

※ ASIAGAP/JGAP団体認証の場合、登録農場数や施設によって審査時間及び審査費用が異なる。

※ 審査会社によっては地方に審査員を配置している場合がある。

※ 民間コンサルタントの受講は、認証取得にあたっての必須要件ではない。

GAP認証の認証体制



※ JAB: 公益財団法人 日本適合性認定協会

(図中の「認定」業務を工業分野やサービス業分野など幅広い分野で実施する公益法人(内閣府所管))

国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等

▶ 令和7年6月末時点で、20都県及び民間2団体のGAPについて、国際水準GAPガイドラインへの準拠を確認注している。

運営主体	GAP名称
岩手県	いわて国際水準GAP
宮城県	宮城県GAP実践点検シート（穀物&青果物）
福島県	ふくしま県GAP 
栃木県	農場点検シート
埼玉県	S-GAP基準書
東京都	新東京都GAP 
神奈川県	神奈川県GAPチェックシート
富山県	富山県適正農業規範
石川県	いしかわGAP（認証基準2024）
福井県	自己チェック様式
山梨県	やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準 (ADVANCE)
長野県	長野県GAP基準

運営主体	GAP名称
岐阜県	ぎふ清流GAP評価制度 ぎふ清流GAP評価規準2023
愛知県	やろまいシート国際水準GAP版
島根県	安全でおいしい島根の県産品認証制度 (美味しまねゴールド) 生産工程管理基準（上位規準） 
岡山県	岡山県GAP指導指針
徳島県	とくしま国際水準GAP認証制度適正管理規準
福岡県	福岡県GAPチェックリスト
宮崎県	MIYAZAKI-GAP基準書
鹿児島県	かごしまの農林水産物認証制度
日本生活協同組合連合会 全国産直研究会	生協産直品質保証システム 生協版適正農業規範 青果・米編
日本生産者GAP協会	「日本GAP規範」に基づく農場評価制度 評価 規準・チェックシート 農業分類：全農場共通、作物共通、 水田畑作、園芸 Ver 2. 2_230517 

※対象品目等の詳細はHPをご確認ください

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

注：各GAPの内容が国際水準GAPガイドラインに準拠していることを、農林水産省農業環境対策課において確認したもの（準拠確認）。
運営主体が、農業者の取組状況をどのように確認しているか（確認体制）については、準拠確認の対象に含まれない。



事前準備（普及指導員・営農指導員やコンサルタント等の専門家による指導を受講）

最短4ヶ月程度

最短3ヶ月程度

農業者の主な取組内容

- 基準書（管理点・適合基準）の内容習得
- 情報の整備・文書化
 - ・ 組織図の作成と責任者の決定
 - ・ 食品安全・環境保全・労働安全に関するリスク評価と対策
 - ・ ルールの策定、生産計画の作成 等
- 日頃の作業の実施・改善
 - ・ ルールの周知徹底と従業員教育の実施
 - ・ 生産活動の実施・記帳
 - ・ 点検と改善 等

専門家による指導（5回程度）

- 初回
 - ・ 経営者・従業員の研修（座学）
 - ・ 農場内の点検、記帳・記録状況の確認 等
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 2回目以降
 - ・ 改善状況の確認・アドバイス
 - ・ 必要に応じて追加の研修・指導 等
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 最終回
 - ・ 模擬審査及び応答要領の指導 等

審査会社による審査（数ヶ月前から予約が必要）

審査員が現地で、必要書類や生産現場での取組を確認。

- ・ 基準書の全ての項目について、「適合」「不適合」「該当外（適用除外）」のいずれかに区分され、必須（上位の義務）項目の100%かつ重要（下位の義務）項目の85%（95%）以上の適合で合格。
※ASIAGAP、JGAPの場合。（ ）内はGLOBALG.A.P.の場合。
- ・ 審査後、決められた期間内に、不適合の指摘を受けた項目を改善し、是正報告書を審査会社に送付。（必要に応じ再度現地審査が行われる。）

認証取得

※事前準備から認証を取得するまで半年から1年程度かかる

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（青果物）

- ▶ 全78の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- ▶ 特徴：養液栽培における培養液汚染防止対策に関する項目、スプラウトやきのご等の専用項目等を設定

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
外部委託先の適切な管理等	経営	12,13
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	14
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	15

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	16
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	17
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	18
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	19
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	20
労災保険の成立手続きの実施	人経	21
危険作業に従事する者への訓練	労人	22
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	23
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	24

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	25
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	26
土壌や水に関するリスク評価と対策(養液栽培における培養液汚染防止対策を含む)	食品	27,30,31
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	28,29
排水等の適切な管理	環境	32
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	33,35
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	34
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	36,37 39,40
包装容器等の安全性の確認等	食品	38
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	41
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	42
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	43
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	44
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	45
外来生物の適切な飼養管理	環境	46

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	47
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	48
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	49~51
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	52~60
堆肥の適切な製造と施用	食環経	61
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	62~65

VII 専用項目	分野	番号
スプラウト専用項目	食品	66~71
きのご専用項目	食品	72~75
ボイラー及び圧力容器関連項目	労経	76,77
りんごにおけるかび毒汚染防止・低減	食品	78

凡例

- 食品 食 …食品安全
- 環境 環 …環境保全
- 労働 労 …労働安全
- 人権 人 …人権保護
- 経営 経 …農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（穀物）

➤ 全70の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理

➤ 特徴：用途限定米穀・食用不適米穀の適切な保管等に関する項目、麦類のかび毒対策に係る専用項目等を設定。

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7

III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
異種穀粒・異物混入防止対策	食品	12
用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分	経営	13
外部委託先の適切な管理等	経営	14,15
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	16
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	17

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	18
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	19
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	20
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	21
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	22
労災保険の成立手続きの実施	人権	23
乾燥調製施設等の適正な管理・運営等	経営	24
危険作業に従事する者への訓練	労働	25
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	26
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	27

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に関するルールの策定と周知	経営	28
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	29
土壌や水に関するリスク評価と対策(カドミウム低減対策を含む)	食品	30,31,34
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	32,33
排水等の適切な管理(水田代かき後の濁水流出防止対策を含む)	環境	35,36
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	37,39
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	38
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環経	40,41 43,44
包装容器等の安全性の確認等	食品	42
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	45
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	46
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	47
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	48
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	49

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	50
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	51
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	52~54
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	55~64
堆肥の適切な製造と施用	食環	65
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	66~69

VII 専用項目	分野	番号
麦類のDON・NIV等のかび毒汚染低減対策	食品	70

凡例

■ 食品 ■ 食 … 食品安全
■ 環境 ■ 環 … 環境保全
■ 労働 ■ 労 … 労働安全
■ 人権 ■ 人 … 人権保護
■ 経営 ■ 経 … 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（茶）

- 全67の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 特徴：異品種混入防止対策、荒茶製造エリアの土足禁止等の項目を設定

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
異品種・異物混入防止対策	食品	12
外部委託先の適切な管理等	経営	13,14
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	15
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	16

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	17
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	18
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	19
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	20
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	21
労災保険の成立手続きの実施	人権	22
危険作業に従事する者への訓練	労働	23
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	24
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	25

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に関するルールの策定と周知	経営	26
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	27
土壌や水に関するリスク評価と対策(生葉洗浄工程における汚染防止を含む)	食品	28,31,32
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	29,30
排水等の適切な管理	環境	33
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管(荒茶製造エリアの土足禁止を含む)	食品	34,35,37
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	36
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管(ボイラー関連項目を含む)	食労 環境	38~41, 43,44
包装容器等の安全性の確認等	食品	42
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	45
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	46
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	47
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	48
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	49

VI 栽培管理	分野	番号
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	50
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	51~53
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	54~62
堆肥の適切な製造と施用	食環	63
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	64~67

凡例

- 食品 食 … 食品安全
- 環境 環 … 環境保全
- 労働 労 … 労働安全
- 人権 人 … 人権保護
- 経営 経 … 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（飼料作物）

➤ 全72の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルールの決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
飼料販売に係る事前の届出	経営	5
知的財産の保護・活用	経営	6
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	7
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	8
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	9 10 11
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	12
用途限定米穀、飼料用作物の適切な保管・販売・処分	経営	13
外部委託先の適切な管理等	経営	14,15
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	16
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	17

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	18
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	19
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	20
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	21
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	22
労災保険の成立手続きの実施	人権	23
乾燥調製施設等の適正な管理・運営等	経営	24
危険作業に従事する者への訓練	労働	25
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	26
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	27

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	28
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	29
土壌や水に関するリスク評価と対策(重金属低減対策を含む)	食品	30,31,34
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	32,33
排水等の適切な管理(水田代かき後の濁水流出防止対策を含む)	環境	35,36
規格基準に合わない飼料等の製造等禁止	食品	37
飼料の適切な調製	食品	38
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	39,41
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	40
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	42,43 45,46
包装容器等の安全性の確認等	食品	44
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	47
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	48
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	49
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	50
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	51

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	52
有毒植物の除去・隔離	食品	53
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	54
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	55~57
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	58~67
堆肥の適切な製造と施用	食環	68
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	69~72

凡例

食品 食 … 食品安全
環境 環 … 環境保全
労働 労 … 労働安全

人権 人 … 人権保護
経営 経 … 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（その他非食用）

- ▶ 全63の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- ▶ 分野「食品安全」、番号7及び11の取組事項は、「衛生管理」の観点から必要な取組として整理

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
外部委託先の適切な管理等	経営	12,13
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	14
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	15

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	16
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	17
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	18
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	19
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	20
労災保険の成立手続きの実施	人権	21
危険作業に従事する者への訓練	労働	22
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	23
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	24

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	25
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	26
土壌や水に関するリスク評価と対策	食品	27,30
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	28,29
排水等の適切な管理	環境	31
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	32,34
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	33
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食 環 経	35,36 38,39
包装容器等の安全性の確認等	食品	37
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	40
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	41
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環 労	42
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	43
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	44

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	45
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	46
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	47~49
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	50~58
堆肥の適切な製造と施用	食 環 経	59
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	60~63

凡例

食品 食 ... 食品安全	人権 人 ... 人権保護
環境 環 ... 環境保全	経営 経 ... 農場経営管理
労働 労 ... 労働安全	

農業高校・農業大学校等におけるGAP認証取得状況

➤ 97校の農業高校が、第三者機関によるG A P 認証を取得している。(GLOBALG.A.P. : 19校、ASIAGAP : 16校、JGAP : 71校)

※北海道 3校、福島県 3校、群馬県 1校、三重県 1校で、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPのうち2つ以上の認証を取得。

➤ 29校の農業大学校等が、第三者機関によるG A P 認証を取得している。(GLOBALG.A.P. : 10校、ASIAGAP : 8校、JGAP : 14校)

※岩手県 1校、鳥取県 1校、宮崎県 1校で、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPのうち2つ以上の認証を取得。

(令和7年3月末時点：農林水産省農産局農業環境対策課調べ)

	農業高校における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
北海道	2	4	10
青森県	2	0	2
岩手県	0	0	3
宮城県	0	2	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	4
福島県	2	1	7
茨城県	1	0	0
栃木県	0	0	3
群馬県	0	1	1
千葉県	0	0	1
東京都	0	0	7
神奈川県	0	0	4
新潟県	2	0	0
富山県	0	0	1
福井県	0	1	0
山梨県	0	0	1
長野県	1	0	0
岐阜県	0	0	1
静岡県	0	0	3
愛知県	1	0	0
三重県	1	2	4
滋賀県	0	0	1
京都府	2	0	0
鳥取県	0	0	1
広島県	0	1	0

	農業高校における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
山口県	0	0	1
徳島県	0	0	1
香川県	0	0	1
愛媛県	5	0	0
高知県	0	0	2
佐賀県	0	0	3
長崎県	0	0	1
熊本県	0	0	1
大分県	0	2	6
宮崎県	0	1	0
鹿児島県	0	1	1

	農業大学校等における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
北海道	0	1	0
岩手県	0	1	1
山形県	0	1	0
福島県	0	0	1
茨城県	0	1	0
栃木県	1	0	0
群馬県	0	1	0
千葉県	1	0	0
神奈川県	0	0	1
新潟県	1	0	0
長野県	1	0	0
岐阜県	0	1	0
静岡県	1	0	0
三重県	0	0	1
滋賀県	0	1	0
奈良県	0	0	1
和歌山県	1	0	0
鳥取県	1	0	1
広島県	0	0	1
山口県	0	0	1
香川県	0	0	1
愛媛県	1	0	0
高知県	1	0	0
福岡県	1	0	0
佐賀県	0	0	1
熊本県	0	0	1
大分県	0	0	1
宮崎県	0	1	1
鹿児島県	0	0	1

各農業高校・農業大学校等名、
認証取得品目はQRコード参照



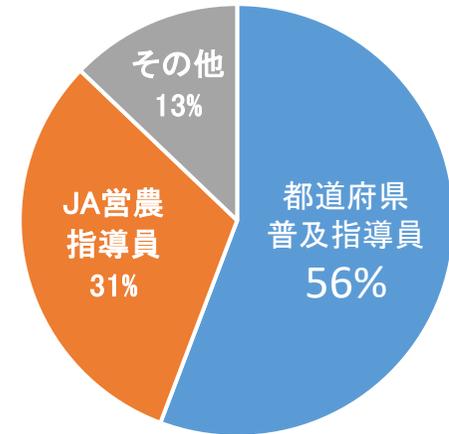
GAP指導体制の構築〈都道府県別指導体制〉

➤ 令和5年度末時点において、高い水準で指導できると推定される指導員数（指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、3件以上の指導実績がある者の数）は全国で4,146人

（単位：人）

都道府県	指導員数	都道府県	指導員数	都道府県	指導員数
北海道	359	静岡県	123	岡山県	11
青森県	147	新潟県	80	広島県	13
岩手県	53	富山県	59	山口県	51
宮城県	14	石川県	137	徳島県	28
秋田県	46	福井県	48	香川県	61
山形県	209	岐阜県	134	愛媛県	76
福島県	295	愛知県	166	高知県	63
茨城県	224	三重県	218	福岡県	174
栃木県	71	滋賀県	40	佐賀県	49
群馬県	16	京都府	95	長崎県	20
埼玉県	116	大阪府	27	熊本県	73
千葉県	70	兵庫県	63	大分県	127
東京都	47	奈良県	21	宮崎県	137
神奈川県	25	和歌山県	17	鹿児島県	27
山梨県	17	鳥取県	5	沖縄県	58
長野県	147	島根県	89	合計	4,146

〈GAP指導員の内訳〉



〈全国における指導員数の推移〉



※ 農林水産省農業環境対策課調べ（令和5年度末時点、都道府県から聞き取り）

大阪・関西万博における持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要

対象

博覧会協会、ライセンサー^{注1}及びパビリオン運営主体等^{注2}が提供する飲食サービスに使用される、農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品

注1: 公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
注2: 各国政府、国際機関、企業、地方自治体等

要件

以下の点について、生産国の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること

1. 食品安全の確保
2. 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動の確保
3. 作業者の労働安全の確保
4. 作業者の人権保護の確保

要件への適合度が高い農産物

1. GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、又は博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物
2. 1の農産物以外を必要とする場合は、国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産され、公的機関による第三者の確認を受けて生産された農産物
3. 1、2の農産物以外を必要とする場合は、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産された農産物(有機農業により生産された農産物も認める。)

推奨事項

- 上記要件に加えて、有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達することが推奨される。
- この取組を行うことを宣言したサプライヤー^{注3}は、取組内容及び調達状況を公表する。

その他

- サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすもの調達すること。加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。また、食品ロスの削減にも配慮して調達すること
- サプライヤーは、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物の利用に配慮すべき
- サプライヤーは、調達に関する計画及び結果を博覧会協会に報告する。生鮮食品について、上記1～3の農産物の調達が困難な場合に、調達計画及び結果にその量、理由及び要件の遵守に向けた取組内容を記載すること

注3: 博覧会協会、ライセンサー又はパビリオン運営主体等が直接契約を締結する物品等の提供事業者

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準

《農産物》

持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

ア **ASIAGAP**、

GLOBALG.A.P.、

組織委員会が認める認証

スキーム ※ **JGAP**など

イ **「農業生産工程管理(GAP)の
共通基盤に関するガイドライン」**

に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認

＜要件を満たした上で推奨される事項＞

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

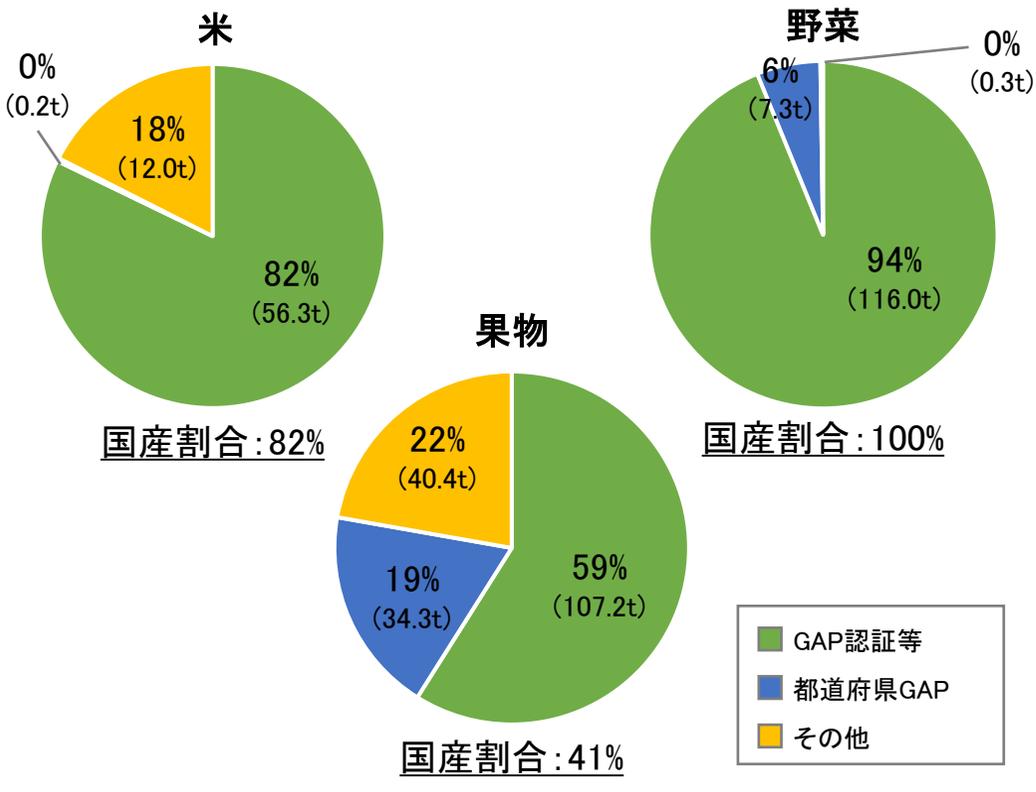
出典:公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会作成資料

※ 農林水産省追記:JGAPのほかに「有機JAS認証の審査項目に加えてGAPガイドラインの差分項目を確認する方法」などがある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とGAP

- ▶ 東京2020大会の選手村等で使用する食材の調達は、持続可能性に配慮した調達基準が採用され、農産物の調達にはGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等）や都道府県GAP等が要件となった。
- ▶ 選手村メインダイニング等では、調達基準を満たした食材の割合が野菜で100%、米で82%を達成。一方、和食を提供するカジュアルダイニングでは、供給食材の100%が調達基準を満たした食材となった。
- ▶ 農産物については、供給食材の60%が国産となり、全ての都道府県から様々な農産物（米、トマト、なし、こまつな、しいたけ等）が提供された。

農産物の調達状況



メインダイニングで食事をする選手



カジュアルダイニングで実施されたタブレットによる提供食材と産地の表示



カジュアルダイニングで提供された全国の食材を活用した日本食メニュー（写真はメニュー例）



選手村食堂におけるPRポスター掲示～グローバルGAP取得の福島岩瀬農業高校～

※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の公表情報に基づき農林水産省にて整理。
 ・「東京2020大会の選手村で使用された食材・産地リストの公表について」 (<https://www.tokyo2020.jp/ja/news/news-20211102-01-ja/index.html>)
 ・「持続可能性報告書」 (<https://www.tokyo2020.jp/ja/games/sustainability/report/index.html>)